

2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成や障害者手当の受給など、障害に関する申請をされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合があります。

お問合せ先

社会福祉課 障がい福祉係

☎ 0285 - 83 - 8129

3. 年金の手続きについて

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなった月までの未支給年金や、遺族基礎(厚生)年金等が請求できる場合がありますので、お問い合わせください。

◇国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき

遺族基礎(厚生)年金、寡婦年金、死亡一時金を請求できる場合がありますので、お問い合わせください。

お問合せ先

国保年金課 国民年金係 ☎ 0285 - 81 - 3534

宇都宮東年金事務所 ☎ 028 - 683 - 3211 (代表)

※手続きの内容によっては宇都宮東年金事務所、各共済組合、またはご遺族のお住いの地域を管轄する年金事務所をご案内する場合があります。

4. 農業者年金の手続きについて

農業者年金受給権者がお亡くなりになった場合は、死亡届等の手続きが必要です。

お問合せ先

真岡市農業委員会		☎ 0285 - 83 - 8188
はが野農業協同組合	真岡支店	☎ 0285 - 84 - 6608
	二宮支店	☎ 0285 - 74 - 0020

5. 介護保険の手続きについて

真岡市の介護保険の被保険者（65歳以上の方または40～64歳で要介護認定を受けていた方）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の還付や、高額介護サービス費等の給付が発生する場合がありますので、相続人の方の中から代表者を決めていただき、申立書を提出していただく必要があります。（申立書には相続人代表者の口座番号の記載が必要です。）

お問合せ先

いきいき高齢課 介護保険係 ☎ 0285 - 83 - 8094

6. 葬祭費について

「真岡市の国民健康保険に加入されていた方（74歳以下の方）」及び「後期高齢者医療保険制度に加入され、栃木県後期高齢者広域連合から被保険者証の交付を受けていた方（75歳以上の方及び65歳以上から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方）」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証（既に返還された場合は不要です。）
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状等）
 3. 申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

お問合せ先

国保年金課	国民健康保険係	☎ 0285 - 83 - 8123
国保年金課	高齢者医療係	☎ 0285 - 83 - 8593
二宮支所		☎ 0285 - 74 - 5004

7. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問合せください。

お問合せ先

こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0285 - 83 - 8131

8. 税の手続きについて

市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されますので、相続代表人あて住民税の納税通知書を送付する必要があります。そのため、相続人は地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の代表者の届出（相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書）が必要となります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要となる場合があります。

住民税についてのお問合せ

税務課 市民税係 ☎ 0285 - 83 - 8113

所得税・相続税についてのお問合せ

真岡税務署

真岡市荒町 5178 番地 ☎ 0285 - 82 - 2115

固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります（地方税法第9条）。亡くなった方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。

お問合せ先

税務課 固定資産税係 ☎ 0285 - 83 - 8114

軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付（125cc以下）・農耕作業用自動車（「真岡」「二宮」ナンバーのもの）
小型特殊自動車・ミニカー

税務課 諸税係 ☎ 0285 - 83 - 8112

125ccを超えるオートバイ・「栃」「栃木」ナンバーの農耕作業用自動車

関東運輸局 栃木陸運支局 ☎ 050 - 5540 - 2019

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎ 050 - 3816 - 3107

自動車税（普通自動車）についてのお問合せ

真岡県税事務所 ☎ 0285 - 82 - 2135

MEMO

9. その他の諸手続きについて（住まい・墓地・農地・上下水道など）

市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建設課へお問合せください。

必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない場合
住宅を退去する手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、住宅を退去する手続きが必要になります。

お問合せ先

建設課 住宅係 ☎ 0285 - 83 - 8694

MEMO